

## (2次募集)

# 中小企業等のスマートエネルギー設備等の導入を応援します!!

県内中小企業等の競争力強化とエネルギー関連産業の育成を図るため、設備投資費用の一部を補助する「スマートエネルギー普及促進事業費補助金」の手続きをご案内します。

### 1 補助対象者

県内中小企業者等

(個人事業者、医療法人、社会福祉法人、事業者で構成される組合等を含む。)

### 2 補助対象事業等

補助対象事業	エネルギー管理システム (EMS)、蓄電設備、新エネルギー設備等の導入を行う事業 ※対象設備の詳細はQ & A別添を参照ください。
補助対象経費	設計費、設備費、工事費の計 200万円以上 (税抜き) (ただし、香川県内に本社を置く企業が開発又は生産した設備を導入する事業にあっては150万円以上 (税抜き))
補助率	1/2以内 (上記ただし書きの場合2/3以内)
補助額	100万円以上 500万円以下
予算枠	800万円 (令和3年度)

### 3 応募方法・期限等

#### ○交付申請書の提出等

申請受付期間	令和3年6月29日 (火) から7月30日 (金) まで (必着) ※受付時間は土日祝日を除く県の開庁日の8時30分から17時15分まで
提出方法	上記期間中に交付申請書類一式を郵送または持参にて提出してください。

・ 交付申請期間の途中に補助金交付申請額が予算枠を超えた場合でも期間内は申請を受け付けます。

#### ○交付決定の方法等

- ・ 交付申請受付期間後、審査委員会での書面審査により補助事業者を交付決定 (採択) します。
- ・ 補助事業者には文書にて交付決定の通知を行います。
- ・ 採択となった補助事業者、補助事業の名称及び内容等を香川県ホームページで公表することがあります。

### 4 関係書類

交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、以下からダウンロードできます。

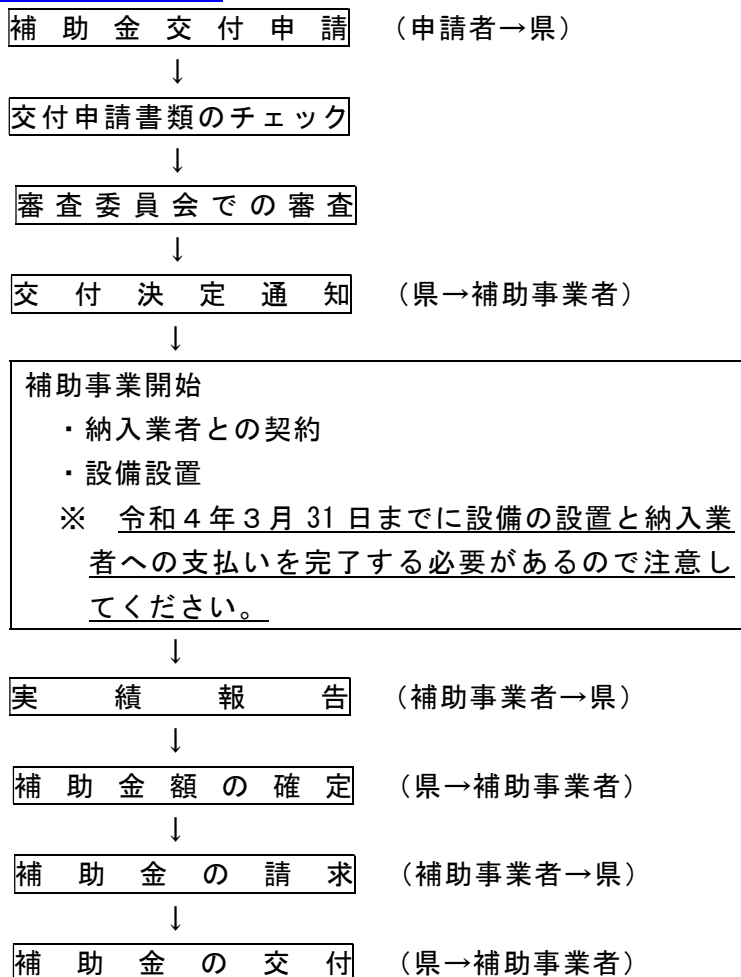
香川県ホームページ

([https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/wu2lxx200325153512\\_2.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/wu2lxx200325153512_2.html))

## 5 その他の留意点

- 1 国やその他の機関から補助金等を受ける事業は、補助対象事業から除きます。
- 2 事業者1者につき、1件の交付申請に限ります。また、過去に当補助金又は香川県中小企業等エネルギー使用合理化設備等導入支援事業費補助金の交付を受けた事業者は、交付申請をすることはできません。
- 3 県が行う補助金の交付決定以降に契約した経費のみが補助金の交付対象となりますので、工事の契約日及び工事に着手する時期についてはご注意ください。
- 4 消費税及び地方消費税は交付対象となりません。
- 5 補助事業の内容変更については、知事の承認が必要な場合があります。
- 6 採択された事業者等には、必要に応じて進捗状況を報告していただくとともに、現地訪問のうえ進捗状況を確認させていただくことがあります。
- 7 補助事業に要した経費については、証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、事業完了後5年間保管していただきます。
- 8 補助金は精算払とします。
- 9 補助事業により設置した構築物等や取得した設備等については、一定期間はその処分が制限されます。
- 10 補助事業終了以降に、補助事業者、補助事業の名称及び内容等を公表することがあります。
- 11 その他「香川県補助金等交付規則」、「香川県スマートエネルギー普及促進事業費補助金交付要綱」等の規定に従っていただきます。
- 12 その他留意事項については「香川県スマートエネルギー普及促進事業費補助金《よくある質問と回答（Q&A）》」をご覧ください。

## 6 事務手続の流れ



## 7 問い合わせ・申込先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部産業政策課 ものづくり振興グループ 電話番号 087-832-3351